

食料・農業・農村基本問題調査会について

1 趣旨

農業基本法については、昭和36年に制定されたが、その後の社会情勢の変化や国際化の進展という状況変化も踏まえ、「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱(平成6年10月)」において「新たな基本法の制定に向けて検討に着手する」とされた。

新たな基本法制定の問題は、農政の根幹に関わる極めて重要な問題であり、食料・農業・農村に対する国民的な合意が得られることが必要であることから、平成9年度に、国民各界各層の代表者からなる調査会を設置する。

2 概要

(1) 所掌事務

内閣総理大臣の諮問に応じ、食料、農業及び農村に関する基本問題を調査審議すること。

(2) 委員数

20名。その他必要に応じ部会を設置し、専門委員を任命。

(3) 設置省庁

調査会は総理府本府に設置し、その庶務は農林水産省が処理。

(4) 設置時期

平成9年4月から2年間の限時的設置。